東日本大震災記録ノート・神奈川県版(追補版)

- ◎ このノートは2011年7月27日版「東日本大震災記録ノート」の追補版です。従前のノートと合わせてご利用下さい。
- ◎ 分からないこと、困ったことがありましたら、横浜弁護士会にお問い合わせ下さい
- ※横浜弁護士会は神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

被災者ホットダイヤル

電話相談(受付) 平日9時30分から16時30分 045-211-7703

※相談料は無料

[相談の流れ]

- ① 専用電話番号に電話し、受付
- ② 弁護士より折り返し電話相談または面談相談
- ◎ このノートの主な追補は以下の通りです。
 - 記入の仕方に関する説明(2011年7月27版に対応)
 - ·参考記入例(2011年7月27版に対応)
 - ・損害項目として一時立入費用の追加
 - ・損害項目として放射線被曝による損害の追加

ご利用上の注意点

- 1. このノートは、原発事故の被災者の方々の損害賠償請求の準備のためのノートです。 日々の記録、資料を整理しておくことによって、将来の賠償請求の際の資料とするため です。(弁護士を依頼される場合にも役に立ちます。)
- 2. それぞれ、用紙が不足したら、別の紙に書いて足していくなど、工夫して記録を残していきましょう。
- 3. 掲載された内容は、平成23年6月23日時点のものであり、その後、原子力損害賠償 紛争審査会の新しい指針などにより改訂する場合があります。 なお、改訂したノートは、ホームページに掲載予定です。
 - ·横浜弁護士会ホームページ http://www.yokoben.or.jp/
 - 横浜弁護士会 携帯電話専用ホームページ http://www.yokoben.or.jp/m/



- 4. ここに掲載したことが全て賠償請求できるとは限りませんので、ご理解の上ご利用 願います。
- 5. 各損害の明細を記載する頁には資料欄がございますので、資料等ございましたら、 添付下さい。

また、資料等ない場合には、その事情を「資料」欄にご記載ください。

- 例) 津波で流されてしまった。 持ち出す時間・余裕がなかった。
- 6. このノートは、新潟県弁護士会及び福島県弁護士会が作成したものを横浜弁護士会が改訂し作成したものです。どなたでも自由に複写・複製・配布してご利用頂けます。

但し、内容の変更等につきましては、横浜弁護士会の責任において行いますので、訂正すべき点や新たに掲載すべき情報及びその他ご意見、要望は下記横浜弁護士会までお寄せください。

横浜弁護士会

〒231-0021 横浜市中区日本大通9

TEL: 045-211-7707 FAX: 045-212-2888

名称	電話番号	分野、内容
横浜弁護士会	045-211-7700	ローン、原発補償問題、土地、建物、給料、会社、 事業、農林水産業はじめ、なんでも。 どこへ相談したら分からない等含め。 平日 受付9時30分—17時
横浜弁護士会 (被災者ホットダイヤル)	045-211-7703	避難所、避難先での法律相談など 平日 受付9時30分—16時30分
福島県弁護士会	平日14時から16時 024-534-1211 (福島)024-925-6511(利	邓山)0242-27-2522(会津)0246-25-0455
神奈川県 (東日本大震災 支援・情報ステーション)	045-210-5970 5975	県内避難者や県民の皆様に対する各種情報の提供・発信 関係機関等と連携した県内避難者に対する生活支援 東日本大震災の被災者や支援する皆様への総合相談窓口 「かながわ避難者見守り隊」の拠点
神奈川県 (税制企画課)	045-210-1111(代表)	税金に関するお問い合わせ
神奈川県 (保健福祉局保健医療部医療課)	045-210-4874	医療機関情報、妊婦、人工透析患者、難病の方、 歯科、その他健康医療相談
神奈川県 (保健福祉局保健医療部医療課)	045-210-4885	高齢者医療に関するお問い合わせ
横浜市役所 (防災対策本部)	045-671-4410	横浜市内の避難生活等のお問い合わせ
川崎市役所 (総務局危機管理室)	044-200-2923 -2890	川崎市内の避難生活等のお問い合わせ
こころのケアホットライン	0120-150-091 (フリーダイヤル)	被災後、「夜眠れない」「何も手につかない」 「将来のことを考えると不安になる」などの症状
雇用関係 (福島県労働局被災者ホットライン)	0120-536-088	相談窓口を問い合わせましょう
損害保険 (日本損害保険協会)	0120-107-808 携帯からは03-3255- 1306	損害保険全般に関する問い合わせ
生命保険(生命保険協会)	0120-001-731	生命保険全般 ご自身の保険会社の 番号を聞きましょう。
クレジットカード (日本クレジットカード協会)	03-6738-6626	ご自身のカード会社の窓口を聞きましょう。
東京電力(補償相談室)	0120-926-404	9時~21時 原発事故補償に関する問い合わせ全般

賠償金支払いまでの流れ

			これまでどのようなことがあったかメモしておきましょう
被害者→東電		準備	どのような被害、損害があるかメモしておきましょう
	被害の申告	- 平浦	可能な限り証拠をそろえていきましょう
原子力損害賠償紛争審査会		仮払金	支払いの手続が始まっています
随時『指針』の提示			
			証明の負担を減らすことも考えられています
	被害額の算出		東電「指針」に従う意向?
			「指針」は適宜改訂されていく予定です
			証拠の追加など
被害者⇔東電	被害額の確認、協議		はっきりした損害の追加など
			審査会による和解の仲介
被害者⇔東電	合意、示談		他の手段としては、調停、ADR(裁判を使わない、一定の行政機関や民間機関による紛争解決手段)、訴訟等
			合意、示談が成立しない場合は、基本的に訴訟による 解決となります。
			支払は、示談前に行っていくことも考えられています
東電→被害者	±+/		仮払金は一部にあてられる見込です
	支払		

東日本大震災記録ノート・神奈川県版の説明 横浜弁護士会

(概要)

横浜弁護士会では、今回の原発事故を受け、記録ノートを作成しました。このノートは、新潟県弁護士会及び福島県弁護士会が作成したものを横浜弁護士会が神奈川県版として改訂して作成したものです。このノートは、今後、原発事故の補償を受けるために、必要なことを書き留めておくものです。これに書き留めておいて、資料もとっておくことのほうが、後で思い出して資料を探すより、より簡単かと思います。 是非、このノートを利用して、事故以後の自分の行動を書きとめ、資料を保存しておくようにしてください。

(注意事項など)

表紙裏には、「ご利用上の注意点」がありますので、後でよく読んでください。

特に、このノートに書いたから賠償が受けられるというわけではないので注意してください。あくまで、記録を して、補償を受けるための準備です。

また、このノートの2頁には、弁護士会の相談窓口をはじめとする相談窓口の記載もありますので、お使い下さい。ただ、ここに記載されている情報は、

7月現在のものですから、今後、変わる可能性もありますので、ご注意下さい。

(ノートの説明)

1頁 賠償金支払いまでの流れが記載されています。

2頁 家族構成

事故後, ご家族がずっと一緒の方もいらっしゃいますし, 別々になってしまった方もいらっしゃいます。途中で別々になってしまった方は, その経緯なども含めて, ご家族の状況を書き留めておいてください。

4頁 損害の概要

補償(損害賠償)を受けるためには、その損害をできるだけ細かく明らかにする必要があります。ここに記載されているのは、典型的なものです。

そして,おおよそどんな損害があるかをまず,この6,7頁に記載します。

例えば、6頁の上から2番目の「2 避難費用」という欄ですと、電車で避難してきたという場合には、「有」の欄にチェックしてください。そして、その下の「証拠資料の例」欄の、避難のための交通費の領収書欄にチェックをし、その領収書をこのノートと一緒に保存してください。

損害はこれに限られるわけではありません。

「どれにもあてはまらないなあ」というときは、7頁の一番下の「その他の損害」欄に記載をしてください。 6頁以降 ここには、さらに詳細に記載をしてください。

例えば、9頁。避難費用のページがあります。先程の例ですと、例えば、年月日欄に3月15日、費用1万500円、内容「富岡町から川崎市までの電車代」、証拠資料欄に「領収書」というような記載になります。※電車の場合、領収書を貰っていないことも多いかと思います。その場合には、時刻表やインターネットで運賃を調べておいて下さい。

9頁 精神的損害

紛争審査会では、慰謝料について、避難していた期間によって、その金額を決めるという指針が示されました。避難所にいた期間は増額されます。そうすると、どこに、いつからいつまでいたのかということが大事になりますから、それを書き留めておく必要があります。

また、指針によれば、生活費の増加分について精神的損害に加算されて判断されることになっていますが、特に高額の生活費を負担しなければいけなかったという特段の事情があれば、生活費の増加分を請求できる可能性があります。そこで、例えば、家族が分離して生活費が二重にかかるようになった際の具体的な出費だとか、福島にいたときは家で野菜を育てていたが、避難後その野菜を買わなければいけなくなったという細かな事情についても、出来る限り書き留めておいた方が良いと思います。

10頁 営業損害

これは、事故によって、営業できなくなったことによる収入減少などのことです。

事故後の売り上げと、前年の売り上げが記載された決算書などが証拠資料となります。

なお、事業者については、事業者用の記録ノートというものを日弁連で作成しています。日弁連のホームページから「記録ノート(事業者版)」を印刷できますので、ご利用下さい。

17頁 日々の記録表

日記代わりにつけてください。中間指針では、放射線被曝による損害についても賠償すべきとされましたが、どの程度被曝したのかという被曝線量が重要となることは間違いないと思われます。日々の記録は、被ばく量の積算などに役立つ場合が考えられます。

21頁 自由記載欄(その他の損害)

これは重要なのかどうか分からないことを自由に書いてください。

特に、事故前になかった出来事、状況などを記載してください。

なお、記録ノートには、一時立ち入りの際の損害、放射線被曝による損害について記載する場所がありませんので、この自由記載欄に記載して頂きたいと思います。

(最後に)

最後に、もう一度、表紙裏のご利用上の注意点をよく読んでください。特に、このノートをつけることで、必ず補償が受けられるものではないことにご注意下さい。 以上

参考記入例 東日本大震災記録ノート

例: 私は妻と娘

損害の概要

- ★損害の概要をチェックしてみましょう。
- ★各損害の明細を記載する頁には資料欄がございますので、資料等ございましたら、添付下さい。また、資料等ない場合には、その事情を「資料」 欄にご記載ください。
 - 例)警戒区域のため持ち出す余裕がなかった 津波で流されてしまった

10		時立入費用(警戒区域内に住所を有するものが、市町村が政府及び県の 爱を得て実施する「一時立入り」に参加する為に負担した費用)	有	無
		一時立入りに参加するための交通費の領収書		
		家財道具の移動費用の領収書		
証拠資		除染費用の領収書		
料の例		前泊・後泊が不可欠な場合の宿泊費の領収書		
11		射線被曝による損害(本件事故にかかる放射線被曝による急性又は 発性の放射線被害に関するもの)	有	無
		死亡、体のケガや病気により収入が無くなったり減ったりした分の明細		
		病院等の医療機関の診断書		
証拠資		病院等の医療機関での診療費用の領収書、診療報酬明細書		
料の例		放射線被曝の場所・時期や気持ちを記録した日記、手帳など		
その他	の排	書	有	無
	ΙП			

10. 一時立入費用

(警戒区域に住所を有する者が、市町村が政府及び県の支援 を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した費用)

- 交通費
 家財道具の移動費用
 除染費用
 前泊・後泊が不可欠な場合の宿泊費

年月日	費用(円)	内容	証拠資料

11. 放射線被曝による損害

(放射線被曝による損害(本件事故にかかる放射線被曝による急性又は 晩発性の放射線被害に関するもの))

治療を要する程度に傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病あるいはしぼうにより生じ た 晩失利益 治療費 薬代 精油的捐害等

年月日	費用(円)	内容	証拠資料

その他の損害

※その他、あなたが被った被害を書きとめ、できるだけ関連する証拠資料を残していきましょう。「指針」や、認められる範囲は変わっていきます。

項目	損害額(円)	内容	証拠資料

その他の損害

※その他、あなたが被った被害を書きとめ、できるだけ関連する証拠資料を残していきましょう。「指針」や、認められる範囲は変わっていきます。

項目	損害額(円)	内容	証拠資料

自由記載欄

年月日	

自由記載欄

年月日	